

民泊問題について

① 「民泊」とは名ばかりで空きマンションでの違法営業がほとんど、取り締まりを強化すべきである

ホームステイのような民泊まで否定はしないが、現状の空きマンション利用営業は明らかに違法である。需要があるからといって違法状態を放置すべきでない。

保健所は許可をした旅館ホテルに対し、1年に1度以上の立ち入り検査をしている。これを2年に1度にすれば、保健所の業務に余裕が出来、違法営業を取り締まることが出来る。サイトで調べれば無許可営業している所が判明する。

安易な規制緩和は、関越自動車道での高速バス事故のような大きな被害を生みかねない。

② 厳しい旅館営業許可

現状旅館営業をする場合、旅館業法だけでなく、不特定多数が利用するという観点から消防法や建築基準法の厳しい規制が適用されている。時折査察があり、詳細にわたり指導があり、時に莫大な改修費が必要となっている。民泊という名の違法空きマンション営業を認めるなら、現在旅館ホテルに適用されている規制を撤廃し、イコールフットィングにすべきである。

法律を遵守している旅館ホテルが不利益を被るとするのは、法治国家としておかしいのではないか。

③ テロの宿泊施設となり得る、対面での本人確認が必須である

現状の旅館ホテルは外国人客宿泊者に対しパスポートのコピー保存が義務付けされており、対面で本人確認を行っている。しかし、違法空きマンション営業では対面での本人確認もなく、パスポートのコピーも保存していない。テロの実行犯にとって格好の宿泊施設となり得る。

また、感染症のパンデミック対策のためにも対面での本人確認、パスポートのコピー保存は有効な手段である。

④ ホテル不足は一時的な現象

東京・大阪・京都において、ホテルの新設計画は非常に多く、数年で過剰となることが予想される。ホテル建設には通常3年～5年は必要であり、急激に増えたインバウンドに直ぐに対応出来ていないだけである。

⑤ ホテル不足は周辺都市の空室情報の提供で解消

例えばJR京都駅からわずか10分でJR大津駅、20分でおごと温泉駅に着く、この秋の紅葉シーズンでも大津、おごと温泉では空室があった、大阪近郊や東京近郊のホテルも余裕がある。空室情報の提供方法を工夫することによりホテル不足は解消される。

⑥ 中小旅館が最も打撃を受ける

民泊とは名ばかりの違法空きマンション宿泊施設を合法化すれば、一番悪影響を受けるのは中小規模旅館であり、ただでさえ苦しい経営が圧迫され、中小零細企業は倒産・廃業へと追い込まれ、地方の疲弊が更に広がる。

⑦ インバウンドのイメージ低下となる

空きマンションの違法営業はマンション住民のクレームなどをマスコミに取り上げられ、インバウンドそのもののイメージが悪くなり国民に拒否感が生じ、今後の政策にマイナスとなる。

⑧ 富裕層の誘致を積極的に推進すべき

観光を産業として捉えるなら、“人員”ではなく“金額”でカウントすべきであり、消費金額の多い富裕層を狙った誘致対策を積極的に行うべきである。

⑨ 地方への分散化対策を推進すべき

インバウンドは特定地域に偏っている。東北など地方に分散させる対策が必要である。

民泊という名の違法空きマンション営業を法の適用除外で良いと考えるなら現状の旅館業法も不要であり、廃止すべきである。

平成27年12月14日

一般社団法人 日本旅館協会
会長 針谷 了